

# 会 則

## (名称)

第1条 本会は、「維持管理から考える校庭芝生の会」と称し、事務局を事務局長在籍会社内に置く。

## (目的)

第2条 本会は、グラウンドの芝生維持管理を習得することによって、よりよい校庭緑化を推進し、未来ある子供達に芝生で遊ぶ楽しさを提供しつづけることを目的とする。

## (会員)

第3条 本会の会員は、運営委員の認めたものを会員とし、運営委員会で決定する。

## (総会)

第4条 総会は、毎年6月に開催し、会則の改訂、役員の変更、会計・業務報告、及び役員が認めた議題に関して議決する。総会は3分の2以上の会員（委任状を含む）の出席により成立し、議決は出席者の過半数の同意によって決する。

## (役員)

第5条 本会は、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
事務局長（会計兼任）	1名
会計監査	2名
運営委員	2名
顧問	1名

役員の内任期は2年とし、再任を妨げない。役員に欠員を生じ、会務執行に支障がある場合は、これを補充する。補充新役員は、前任者の残存任期とする。

又、本会には、スポーツターフのメンテナンスに精通した役員が推薦した顧問を置く。

## (活動)

第6条 本会は、上記目的達成のため、以下の活動を行う。

- 1 顧問の指導による勉強会の企画、運営を行う。
- 2 環境局主導の東京芝生応援団へ参画し、協力・支援を行う。
- 3 学校、幼稚園、保育園等への校庭芝生の普及活動。
- 4 助成金申請の支援。
- 5 校庭芝生維持管理の相談窓口。
- 6 パンフレット、ホームページの作成。

### (会計)

- 第7条 本会の経費は、会員の通常会費を、これにあてる。  
その金額は、毎年の総会において決定をする。  
特別な活動に関しては、特別会費をもってこれにあてる。  
本会の会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年の5月31日に終わる。  
通常会費、特別会費は脱会等があっても一切返却しない。

### (除名)

- 第8条 会員で下記の事項に該当する者は、運営委員会の承認を得て除名とする。
- 1 本会の体面を著しく損した行為をなしたる者
  - 2 本会の秩序を乱した者
  - 3 会費を3ヶ月以上滞納した者

### (付則)

- 第9条 本会則は、総会の決議により改訂することができる。
- 第10条 本会則は、平成21年5月1日より施行する。  
平成 25年6月14日、一部改正施行する。  
平成 26年9月18日、一部改正施行する。